## 銀行法施行令等の一部を改正する政令案新旧対照条文

## 目次

兀	三	$\stackrel{-}{-}$	
労働金庫法施行令(昭和五十七年政令第四十六号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	協同組合による金融事業に関する法律施行令(昭和五十七年政令第四十四号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	信用金庫法施行令(昭和四十三年政令第百四十二号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	銀行法施行令(昭和五十七年政令第四十号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

3 (略)	3 銀行は、前項第二号又は第三号に掲げる日をその営業所の休
て金融庁長官に届出をした日	日として金融庁長官に届出をした日
三 銀行がその営業所を設置する際に、当該営業所の休日とし	三 銀行がその営業所 (前号に規定する営業所を除く。) の休
認した日	
るおそれがないものとして当該営業所につき金融庁長官が承	を妨げるおそれがないものとして金融庁長官が承認した日
当該営業所の休日としても業務の健全かつ適切な運営を妨げ	営業所の休日としても当該銀行の業務の健全かつ適切な運営
二 銀行の営業所の設置場所の特殊事情その他の事情により、	二 銀行の本店その他の内閣府令で定める営業所につき、当該
	該営業所の休日として金融庁長官が告示した日
一 (略)	一 銀行の営業所の所在地における一般の休日に当たる日で当
の休日とすることができる。	の休日とすることができる。
2 前項各号に掲げる日のほか、次に掲げる日は、銀行の営業所	2 前項各号に掲げる日のほか、次に掲げる日は、銀行の営業所
	三 土曜日
	る日を除く。)
	二 十二月三十一日から翌年の一月三日までの日(前号に掲げ
	)に規定する休日
	一 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号
	げる日とする。
第五条 (略)	第五条 法第十五条第一項に規定する政令で定める日は、次に掲
(休日)	(休日)
現 行	改正案

銀行法施行令

(昭和五十七年政令第四十号)

	三 主たる営業所の所在地を同一の国とする二以上の者により
	等を保有して
	前号こ掲
	有している者
一~四 (略)	一 外国銀行の発行済株式等の百分の五十を超える株式等を保
の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。	条の二の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。
文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、第一条の二	三項本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、第一
第十一条 第九条の規定により読み替えられた法第四条第三項本	第十一条 第九条第一項の規定により読み替えられた法第四条第
(外国銀行の免許に係る特殊関係者)	(外国銀行の免許に係る特殊関係者)
	に規定する主たる外国銀行支店」とする。
	おいては、同号中「本店」とあるのは、「法第四十七条第一項
(新設)	2 外国銀行支店に第五条第二項第二号の規定を適用する場合に
	(表略)
	る。
	の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとす
	二項に規定する外国銀行支店をいう。以下同じ。) に対する法
第九条 (略)	第九条   法第四十七条第四項の規定による外国銀行支店(同条第
(外国銀行支店に関する読替え)	(外国銀行支店に関する読替え)
	ならない。
	日とするときは、その旨を当該営業所の店頭に掲示しなければ

等が保有されている場合における当該二以上の者のいずれか に該当する者 合計して外国銀行の発行済株式等の百分の五十を超える株式

で定める者 前三号に掲げる者のいずれかに準ずるものとして内閣府令

(外国銀行支店の取引等に係る特殊関係者)

第十二条の二 第九条第一項の規定により読み替えられた法第十 三条の二本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、

次に掲げる者とする。 当該外国銀行支店に係る外国銀行の子法人等

当該外国銀行支店に係る外国銀行を子法人等とする親法人

号に掲げる者を除く。)

三 前号に掲げる親法人等の子法人等 (当該外国銀行及び前二

二第三項に規定する関連法人等をいう。 同じ。) 当該外国銀行支店に係る外国銀行の関連法人等 以下この条において (第四条の

五. 第二号に掲げる親法人等の関連法人等 (前号に掲げる者を

該銀行代理業者の子法人等及び関連法人等 当該外国銀行支店を所属銀行とする銀行代理業者並びに当 (当該外国銀行及

(外国銀行支店の取引等に係る特殊関係者)

第十二条の二 第九条の規定により読み替えられた法第十三条の 二本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、 げる者とする。 次に掲

(略)

び前各号に掲げる者を除く。)

七 親法人等の子法人等及び関連法人等 号に掲げる者を除く。) 前号の銀行代理業者を子法人等とする親法人等並びに当 (当該外国銀行及び 前 各 該

限る。 外国におけるこれらに相当するものを含み、 び前各号に掲げる者を除く。以下この号において「法人等」 に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体( 当該外国銀行支店を所属銀行とする銀行代理業者(個人に 以下この号において「個人銀行代理業者」という。) 当該外国銀行及

という。)

当該個人銀行代理業者がその総株主等の議決権の

百

分

法 0

五十を超える議決権を保有する法人等 人等及び関連法人等を含む。) (当該法人等の子

二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等 当該個人銀行代理業者がその総株主等の議決権の百 分 0

(親金融機関等及び子金融機関等の範囲)

第十二条の三 とする。 三条の三の二第二項に規定する政令で定める者は、 (当該外国銀行支店のために銀行代理業を営む者を除く。) 第九条第一項の規定により読み替えられた法第十 次に掲げる

当該外国銀行支店に係る外国銀行の親法人等

(親金融機関等及び子金融機関等の範囲

第十二条の三 第九条の規定により読み替えられた法第十三条の 該外国銀行支店のために銀行代理業を営む者を除く。)とする 三の二第二項に規定する政令で定める者は、 次に掲げる者(当

略

5

应

一号及び第二号に掲げる者を除く。)当該外国銀行支店に係る外国銀行並びに前号並びに第三項第当該外国銀行支店に係る外国銀行の親法人等の子法人等(

(第三項第二号に掲げる者を除く。) 当該外国銀行支店に係る外国銀行の親法人等の関連法人等

四 当該外国銀行支店に係る外国銀行の総株主等の議決権の百四 当該外国銀行支店に係る外国銀行並びに前三号並びに第三項第一号国銀行支店に係る外国銀行並びに前三号並びに第三項第一号 という。)に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含み、当該外事銀行支店に係る外国銀行の総株主等の議決権の百 という。)

超える議決権を保有する法人等(当該法人等の子法人等及、当該特定個人株主等が総株主等の議決権の百分の五十をという。)

上百分の五十以下の議決権を保有する法人等ロー当該特定個人株主等が総株主等の議決権の百分の二十以

び

|関連法人等を含む。)

る者とする。
「第二項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げの規定により読み替えられた法第十三条の三の

2

一 長期信用銀行

する。

2 第九条の規定により読み替えられた法第十三条の三の二第二

項に規定する政令で定める金融業を行う者は、

次に掲げる者と

5

4 3 二第三項に規定する政令で定める者は、 三 国銀行支店を所属銀行とする銀行代理業者を除く。)とする。 五. 兀 | 第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、 者を除く。 げる者を除く。 第九条第一項の規定により読み替えられた法第十三条の三の 掲げる者を除く。 第九条第一項の規定により読み替えられた法第十三条の三の 該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。)を業として 保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当 当該外国銀行支店に係る外国銀行の関連法人等 当該外国銀行支店に係る外国銀行の子法人等 海外投資家等特例業務届出者 特例業務届 当該外国銀行支店のために銀行代理業を営む者 外国の法令に準拠して外国において次に掲げる事業を行う 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引、 (銀行、金融商品取引業者、 銀行業 保険業法第二条第一項に規定する保険業 金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業 (銀行、 出者 金融商品取引業者、 保険会社及び前各号に掲げる 保険会社及び前三号に掲 次に掲げる者 (前二号に 次に掲げ (当該外 売渡 担 3 4 支店を所属銀行とする銀行代理業者を除く。)とする。 項に規定する政令で定める金融業を行う者は、 項に規定する政令で定める者は、 <u>ر</u> <u>=</u> 第九条の規定により読み替えられた法第十三条の三の二第三 第九条の規定により読み替えられた法第十三条の三の二第三 略 次に掲げる者 次に掲げる者と (当該外国銀行

る者とする。

- 一 第二項第二号から第五号までに掲げる者
- 二 第十六条の八各号に掲げる者

(特定銀行代理業者の休日)

める日は、第五条第一項各号に掲げる日とする。第十六条の七 法第五十二条の四十六第一項に規定する政令で定

各号に定める日を当該営業所等の休日とすることができる。 四十六第一項に規定する特定銀行代理業者をいう。以下この条 2 前項に定める日のほか、特定銀行代理業者(法第五十二条の 2

を含む。) 前項に定める日以外の日 たう営業所等の当該特定銀行代理行為を行う施設以外の施設において同じ。)を行わない営業所等(特定銀行代理行為を上六第一項に規定する特定銀行代理行為をいう。以下この号 特定銀行代理業者の特定銀行代理行為(法第五十二条の四

次に掲げる日前号に掲げる営業所等以外の特定銀行代理業者の営業所等

所等の休日としても当該特定銀行代理業者の業務の健全かる営業所等に限る。イにおいて同じ。)につき、当該営業イ 当該営業所等(主たる営業所等その他の内閣府令で定め

する。

-・二 (略)

(特定銀行代理業者の休日)

第十六条の七 (略)

各号に定める日を当該営業所等の休日とすることができる。下この条において「営業所等」という。)の区分に応じ、当該において同じ。)は、次の各号に掲げる営業所又は事務所(以四十六第一項に規定する特定銀行代理業者をいう。以下この条前項に定める日のほか、特定銀行代理業者(法第五十二条の

(略

庁長官が承認した日又は当該特定銀行代理業者が当該営業所 当該営業所等の休日としても銀行代理業の健全かつ適切な運 当該営業所等の設置場所の特殊事情その他の事情により、 一 前号に掲げる営業所等以外の特定銀行代理業者の営業所等

適切な運営を妨げるおそれがないものとして金融庁長官

特定銀行代理業者は、 業所等を除く。 の休日として金融庁長官に届出をした日 前項第二号に定める日をその営業所等

3

け

ればならない。

休日とするときは、 が 承認した日 当該特定銀行代理業者が当該営業所等 その旨を当該営業所等の店頭に掲示し (イに規定する営 な

第十七条の四 いう。 長官が自ら行うことを妨げない。 委任する。 支局の管轄区域内にある場合にあつては、 営業所又は事務所(以下この条において「主たる営業所等」と なされた銀行等を含む。 法第五十二条の六十の二第二項の規定により銀行代理業者とみ 三十七第一項に規定する申請者をいう。)又は銀行代理業者 )の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務 ただし、 次に掲げる長官権限は、 第七号及び第八号に掲げる権限は、 以下この条において同じ。)の主たる 申請者 福岡財務支局長)に (法第五十二条の 金融庁

法第五十二条の三十八第二項の規定による前号に掲げる許 法第五十二条の三十六第一項の規定による許可

可 'の条件の付加及びこれの変更

三 第 号に掲げる許可に係る法第五十二条の五十七第三号の

> 等を設置する際に 当該営業所等の休日として金融庁長官に

届出をした日

3 略

第十七条の四 三十七第一項に規定する申請者をいう。)又は銀行代理業者( 委任する。 営業所又は事務所(以下この条において「主たる営業所等」と なされた銀行等を含む。以下この条において同じ。)の主たる 法第五十二条の六十の二第二項の規定により銀行代理業者とみ 長官が自ら行うことを妨げない。 支局の管轄区域内にある場合にあつては、 いう。)の所在地を管轄する財務局長 ただし、 次に掲げる長官権限は、 第七号及び第八号に掲げる権限は、 申請者 (当該所在地が福岡財務 福岡財務支局長) (法第五十二条 金融庁

略

規定による承認

項第二号4の規定による承認四 法第五十二条の四十二第一項の規定及び第十六条の七第二

十二条の五十第一項の規定による書類の受理十二条の五十第一項の規定がに第十六条の七第二項第二号口の規定による届出の受理がびに法第五十二条の六十の二第三項及び第五十三 法第五十二条の三十九、第五十二条の四十七第一項、第五 法第五十二条の三十九、第五十二条の四十七第一項、第五

六 法第五十二条の五十第二項の規定による公衆への縦覧

七 法第五十二条の五十三の規定による報告及び資料の提出の

求め

八 法第五十二条の五十四第一項の規定による質問及び立入検

九 法第五十二条の五十五の規定による命令

査

十 法第五十二条の五十六の規定による処分

2 営業所等以外の営業所又は事務所その他の施設 たる営業所等の おいて「従たる営業所等」という。)に関するものについ ?務支局の管轄区域内にある場合にあつては、 も行うことができる。 前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、 前項第七号及び第八号に掲げる権限で銀行代理業者の主たる 所在地を管轄する財 務局長 (当該) 福岡財務支局 (以下この条に 所在地が 当該 ては 福 長 従 尚

> 項第二号の規定による承認 法第五十二条の四十二第一項の規定及び第十六条の七第二

兀

五.

二条の五十第一項の規定による書類の受理十二条の五十二、第五十二条の六十の二第三項及び第五十条第四項の規定並びに第十六条の七第二項第二号の規定による届出の受理並びに第十六条の六十の二第三項及び第五十三

六~十 (略)

2~5 (略

、同様とする。
旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも
5 金融庁長官は、前項の規定による指定をした場合には、その
長官の指定するものについては、適用しない。
4 前三項の規定は、第一項各号に掲げる長官権限のうち金融庁
以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。
を認めたときは、当該主たる営業所等又は当該従たる営業所等
該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要
福岡財務支局長は、当該銀行代理業者の主たる営業所等又は当
下この項において「検査等」という。)を行つた財務局長又は
報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査(以
3 前項の規定により、銀行代理業者の従たる営業所等に対して

信用金庫法施行令(昭和四十三年政令第百四十二号)

五 法第八十七条第二項の規定、準用銀行法第五十二条の三十の三第二項第二号の規定による承認四 準用銀行法第五十二条の四十二第一項の規定及び第十三条	二項の規定、準用銀行との付加及びこれの変更を承認の付加及びこれの変更を承認を承認の四十二第一項の規定による承認の対象を表示である。
一〜三 (略)とを妨げない。	・ 塩月尽力に発してはのにつくぎに負う見ぎによう方式に一 法第八十五条の二第一項の規定による許可とを妨げない。
及合るの	及合るの
おいて「主とる営養所等」という。この所生会において同じ。)の主たる営業所又は事務により信用金庫代理業者とみなされる金庫等により信用金庫代理業者(準用銀行法第五十二条の六十五十二条の三十七第一項に規定する申請者を	条このへて「Eとる営養所等」という。この所正の条において同じ。)の主たる営業所又は事務規定により信用金庫代理業者とみなされる金庫等信用金庫代理業者(準用銀行法第五十二条の六十分第五十二条の三十七第一項に規定する申請者を
項において準用する銀行法(以下この項において「準用銀行法第十条の三 次に掲げる長官権限は、申請者(法第八十九条第五現 行	項において準用する銀行法(以下この項において「準用銀行法第十条の三 次に掲げる長官権限は、申請者(法第八十九条第五改 正 案

3 2 所在地 九 出 ほ 項及び次項において「従たる営業所等」という。)に関するも たる営業所等以外の営業所又は事務所その他 十 八 七 六 L については、 て報告若しくは資料の提出の 財 か、 び 縦覧 前 前項第七号及び第八号に掲げる権限で信用金庫代理業者の 0 書類の受理 条の三十七第一項及び第五十二条の五十第一項の規定による 第 五十二条の六十の二第三項の規定並びに第十三条の三第1 (務支局長) 立入検査 準 準 準 提出の求め 準 準 項 一号ロの規定による届出の受理 の規定により、 用銀行法第五十二条の五十六の規定による処分 用銀行法第五十二条の五十五の規定による命令 用銀行法第五十二条の 用銀行法第五十二条の五十三の規定による報告及び資 用銀行法第五十二条の が 第五十二条の四十七第一 当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長 福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、 も行うことができる。 前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長 信用金庫代理業者の従たる営業所等に 五. 五. 項、 求め又は質問若しくは立入検査 + + -第二項 匹 第一 第五十二条の五十二及び 並びに準用銀行法第五十二 項 の規定による公衆へ の規定による質問 心施設 (以下この (当 二項 0) 対 福 該 0 主 料 第 及 2 六~十 5 九、 類の受理 の三十七第一項及び第五十二条の五十第一項の規定による書 第二号の規定による届出の受理並びに準用銀行法第五十二条 五十二条の六十の二第三項の規定並びに第十三条の三第1 第五十二条の四十七第一項、 略 略 第五十二条の五十二及び第

二項

2 前項各号に掲げる日のほか、次に掲げる日は、金庫の事務所三 土曜日	る日を余く。) 二 十二月三十一日から翌年の一月三日までの日(前号に掲げ))に規定する休日	一 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号は、次に掲げる日とする。	第十二条 準用銀行法第十五条第一項に規定する政令で定める日	(休日)	、同様とする。	旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも	5 金融庁長官は、前項の規定による指定をした場合には、その	長官の指定するものについては、適用しない。	4 前三項の規定は、第一項各号に掲げる長官権限のうち金融庁	きる。	営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことがで	等の必要を認めたときは、当該主たる営業所等又は当該従たる	等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査	又は福岡財務支局長は、当該信用金庫代理業者の主たる営業所	(以下この項において「検査等」という。)を行つた財務局長
2 前項各号に掲げる日のほか、次に掲げる日は、金庫の事務所			第十二条 (略)	(休日)											

2 第十三条の三 3 Ľ, 規定する特定信用金庫代理業者をいう。 条第五項において準用する銀行法第五十二条の四十六第一項 第一項各号に掲げる日とする。 十二条の四十六第一項に規定する政令で定める日は、第十二条 ならない。 日とするときは、 (特定信用金庫代理業者の休日) 休日とすることができる。 金庫は、 前項に定める日のほか、特定信用金庫代理業者 日として金融庁長官に届出をした日 切な運営を妨げるおそれがないものとして金融庁長官が承認 該 た日 金庫がその事務所 と事務所の休日として金融庁長官が告示 金庫の主たる事務所その他の内閣府令で定める事務所につ 金庫の事務所の所在地における一般の休日に当たる日で当 は、 当該事務所の休日としても当該金庫の業務の健全かつ適 次の各号に掲げる営業所又は事務所 前項第二号又は第三号に掲げる日をその事務所の 法第八十九条第五項において準用する銀行法第五 その旨を当該事務所の店頭に掲示しなければ (前号に規定する事務所を除く。 以下この条において同 した日 (以下この条に (法第八十九 の休 に 休 2 第十三条の三 3 じ。)は、 規定する特定信用金庫代理業者をいう。 条第五項において準用する銀行法第五十二条の四十六第一 0 、特定信用金庫代理業者の 休日とすることができる。 前項に定める日のほか、 るおそれがないものとして当該事務所につき金融庁長官が承 当該事務所の休日としても業務の健全かつ適切な運営を妨げ 認した日 て金融庁長官に届出をした日 金庫がその事務所を設置する際に 略 金庫 (略 中の事務 次の各号に掲げる営業所又は事務所 略 所の設置場所の特殊事情その 特定信用金庫代理業者 休日 以下この条において同 「該事務所の休日とし 他の (以下この条に 事 (法第八十九 情により 項に

3 所等の休日とするときは、 る日を当該営業所等の休日とすることができる。 おいて「営業所等」という。)の区分に応じ、当該各号に定め しなければならない。 特定信用金庫代理業者は、 口 施設を含む。 行う営業所等の当該特定信用金庫代理行為を行う施設以外の いて同じ。)を行わない営業所等 項に規定する特定信用金庫代理行為をいう。以下この号にお 九条第五項において準用する銀行法第五十二条の四十六第一 前号に掲げる営業所等以外の特定信用金庫代理業者の営業 た 日 特定信用金庫代理業者の特定信用金庫代理行為(法第八十 長官が承認した日 る営業所等を除く。 全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして金融庁 る営業所等に限る。 所等の休日としても当該特定信用金庫代理業者の業務の 当該特定信用金庫代理業者が当該営業所等 当該営業所等(主たる営業所等その他 次に掲げる日 前項に定める日以外の イにおいて同じ。 の休日として金融庁長官に届出をし その旨を当該営業所等の店頭に掲 前項第二号に定める日をその営業 (特定信用金庫代理行為を につき の内閣府令で定め (イに規定す 当該営業 示 健 3 る日を当該営業所等の休日とすることができる。 おいて「営業所等」という。)の区分に応じ、当該各号に定 所等 が当該営業所等を設置する際に 適切な運営を妨げるおそれがないものとして当該営業所等に 金融庁長官に届出をした日 つき金融庁長官が承認した日又は当該特定信用金庫代理業者 略 前号に掲げる営業所等以外の特定信用金庫代理業者 略 当該営業所等の休日としても信用金庫代理業の健全か 当該営業所等の設置場所の特殊事情その他の事情によ 当該営業所等の休日として ロの営業

3 (略)	3 信用協同組合等は、前項第二号又は第三号に掲げる日をその
の休日として金融庁長官に届出をした日	く。) の休日として金融庁長官に届出をした日
三 信用協同組合等がその事務所を設置する際に、当該事務所	三 信用協同組合等がその事務所 (前号に規定する事務所を除
日	して金融庁長官が承認した日
運営を妨げるおそれがないものとして金融庁長官が承認した	等の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものと
情により、当該事務所の休日としても業務の健全かつ適切な	事務所につき、当該事務所の休日としても当該信用協同組合
二 信用協同組合等の事務所の設置場所の特殊事情その他の事	二 信用協同組合等の主たる事務所その他の内閣府令で定める
	たる日で当該事務所の休日として金融庁長官が告示した日
一 (略)	一 信用協同組合等の事務所の所在地における一般の休日に当
等の事務所の休日とすることができる。	等の事務所の休日とすることができる。
2 前項各号に掲げる日のほか、次に掲げる日は、信用協同組合	2 前項各号に掲げる日のほか、次に掲げる日は、信用協同組合
	三 土曜日
	る日を除く。)
	二 十二月三十一日から翌年の一月三日までの日(前号に掲げ
	)に規定する休日
	一 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号
	、次に掲げる日とする。
第四条 (略)	第四条 準用銀行法第十五条第一項に規定する政令で定める日は
(休日)	(休日)
現 行	改正案
· 第四十四号)	三 協同組合による金融事業に関する法律施行令(昭和五十七年政令第四十四号)

二 前号に掲げる営業所等以外の特定信用協同組合代理業者の	二 前号に掲げる営業所等以外の特定信用協同組合代理業者の
	以外の日
	代理行為を行う施設以外の施設を含む。) 前項に定める日
	用協同組合代理行為を行う営業所等の当該特定信用協同組合
	。以下この号において同じ。)を行わない営業所等(特定信
	の四十六第一項に規定する特定信用協同組合代理行為をいう
	法第六条の四の二第一項において準用する銀行法第五十二条
一 (略)	一 特定信用協同組合代理業者の特定信用協同組合代理行為 (
該各号に定める日を当該営業所等の休日とすることができる。	該各号に定める日を当該営業所等の休日とすることができる。
以下この条において「営業所等」という。)の区分に応じ、当	以下この条において「営業所等」という。)の区分に応じ、当
条において同じ。)は、次の各号に掲げる営業所又は事務所(	条において同じ。)は、次の各号に掲げる営業所又は事務所(
第一項に規定する特定信用協同組合代理業者をいう。以下この	第一項に規定する特定信用協同組合代理業者をいう。以下この
条の四の二第一項において準用する銀行法第五十二条の四十六	条の四の二第一項において準用する銀行法第五十二条の四十六
2 前項に定める日のほか、特定信用協同組合代理業者(法第六	2 前項に定める日のほか、特定信用協同組合代理業者(法第六
	第一項各号に掲げる日とする。
	五十二条の四十六第一項に規定する政令で定める日は、第四条
第五条の六 (略)	第五条の六 法第六条の四の二第一項において準用する銀行法第
(特定信用協同組合代理業者の休日)	(特定信用協同組合代理業者の休日)
	しなければならない。
	事務所の休日とするときは、その旨を当該事務所の店頭に掲示

営業所等 次に掲げる日

融庁長官が承認した日融庁長官が承認した日融庁長官が承認した日融庁長官が承認した日融庁長官が承認した日融庁長官が承認した日会営業所等に限る。イにおいて同じ。)につき、当該営業融庁長官が承認した日

をした日

定する営業所等を除く。)の休日として金融庁長官に届出
定する営業所等を除く。)の休日として金融庁長官に届出

掲示しなければならない。
営業所等の休日とするときは、その旨を当該営業所等の店頭に
当、特定信用協同組合代理業者は、前項第二号に定める日をその

第八条 う。 所又は事務所 信用組合等を含む。 項において準用する銀行法 という。) )又は信用協同組合代理業者(準用銀行法第五十二条の六 0 | 第二項の規定により信用協同組合代理業者とみなされる 所在地を管轄する財務局長 次に掲げる長官権限は、 第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をい (以下この条において「主たる営業所等」という 以下この条において同じ。 (以下この項において 申請者 (当該所在地が福岡財務支局 (法第六条の四の二 )の主たる営業 「準用銀行法 第一

> の休日として金融庁長官に届出をした日 により、当該営業所等の休日としても信用協同組合代理業の 業所等につき金融庁長官が承認した日又は当該特定信用協同 組合代理業者が当該営業所等を設置する際に、当該営業所等の がよれがないものとして当該営 を対けるおそれがないものとして当該営 の休日として金融庁長官が承認した日又は当該特定信用協同

3 (略

第八条 」という。)第五十二条の三十七第一項に規定する申請者を 項において準用する銀行法 信用組合等を含む。 十の二第二項の規定により信用協同組合代理業者とみなされる う。)又は信用協同組合代理業者 所又は事務所 の所在地を管轄する財務局長 次に掲げる長官権限は、 (以下この条において「主たる営業所等」という 以下この条において同じ。 (以下この項において 申請者 (準用銀行法第五十二条の六 (当該所在地が福岡財務支局 (法第六条の四 )の主たる営業 「準用銀行 の二第一 法

が自ら行うことを妨げない。する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任

- 一 法第六条の三第一項の規定による許可
- 二 準用銀行法第五十二条の三十八第二項の規定による前号に
- 掲げる許可の条件の付加及びこれの変更

第一号に掲げる許可に係る準用銀行法第五十二条の五十七

四 準用銀行法第五十二条の四十二第一項の規定及び第五条の第三号の規定による承認

六第二項第二号4の規定による承認

- の三十七第一項及び第五十二条の五十第一項の規定による書工号口の規定による届出の受理並びに準用銀行法第五十二条五十二条の六十の二第三項の規定並びに第五条の六第二項第五十二条の五十二条の四十七第一項、第五十二条の五十二及び第五十二条の二第二項の規定、準用銀行法第五十二条の三十五、法第七条の二第二項の規定、準用銀行法第五十二条の三十五、法第七条の二第二項の規定、
- 縦覧 一 準用銀行法第五十二条の五十第二項の規定による公衆への

類の受理

- の提出の求め
  七 準用銀行法第五十二条の五十三の規定による報告及び資料
- び立入検査

  「準用銀行法第五十二条の五十四第一項の規定による質問

及

が自ら行うことを妨げない。する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任

**一**〜三 (略)

六第二項第二号の規定による承認準用銀行法第五十二条の四十二第一項の規定及び第五条の

兀

六~十 (略

しにう業 ( )( )財 岡 に 財 岡 に 財 の に の に	旨を告示するものとする。これを廃止し、又は5 金融庁長官は、前項の規定による指定をした
にう査 所 業 業 行 し るに 財 岡はち等 所 者 つ く 営あ 務 財金を 又 等 の た は 業つ 局 務	金融庁長官は、前項の規定による指定をし
す査 所 業 業 行 し るに 財 岡ち等 等 所 者 つ く 営あ 務 財金を 又 等 の た は 業つ 局 務	
す査 所 業 業 行 し るに 財 岡ち等 所 者 つ く 営あ 務 財金を 又 等 の た は 業つ 局 務	長官の指定するものについては、適用しない。
査 所 業 若 行 し る	4 前三項の規定は、第一項各号に掲げる長官権限
査等等で 大学者の 大学者の 大学者の 大学者の 大学者の 大学者の 大学者の 大学者の 大学者の 大学で 大学で 大学で 大学で 大学で 大学で 大学で 大学で	ことができる。
所業者の営業の大学を対して、対象の対象のでは、対象の対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、
業者のは対して対対の対対の対対の対対の対対の対対が対対の対対の対対が対対の対対が対対が対対が対	して検査等の必要を認めたときは、当該主たる営業所等又
業者の主関の対象の主要を表すると、対象の主要を表する。	る営業所等又は当該従たる営業所等以外の従た
行つた財際局景では、大学のいいがは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、まりは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、まりは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、まりは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、まりは、はいいは、はいいは、はいいは、はいいは、はいいは、はいいは、はいいは	局長又は福岡財務支局長は、当該信用協同組合代
しくは立 の営業 の対象局長	検査(以下この項において「検査等」という。
る営業 にあって 関財務長	に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若
にあつて 財務局長	3 前項の規定により、信用協同組合代理業者の
にあつて 財務局長 岡財務支	、福岡財務支局長)も行うことができる。
財務局長岡財務支	当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合
岡財務支	長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する
	るものについては、前項に規定する財務局長又は福
いう。)に関す	この項及び次項において「従たる営業所等」と
他の施設(以下	の主たる営業所等以外の営業所又は事務所その
同組合代理業者 2~5 (略)	2 前項第七号及び第八号に掲げる権限で信用協
る処分	十 準用銀行法第五十二条の五十六の規定によ
る命令	九 準用銀行法第五十二条の五十五の規定による

3 金庫は、前項第二号に掲げる日をその事務所の休日とすると	3 金庫は、前項第二号又は第三号に掲げる日をその事務所の休日として金融庁長官及び厚生労働大臣に届出をした日
(新設)	三 金庫がその事務所(前号に規定する事務所を除く。)の休
厚生労働大臣が承認した日	融庁長官及び厚生労働大臣が承認した日
るおそれがないものとして当該事務所につき金融庁長官及び	務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして金
当該事務所の休日としても業務の健全かつ適切な運営を妨げ	める事務所につき、当該事務所の休日としても当該金庫の業
二金庫の事務所の設置場所の特殊事情その他の事情により、	二 金庫の主たる事務所その他の内閣府令・厚生労働省令で定
	た日
	該事務所の休日として金融庁長官及び厚生労働大臣が告示し
一 (略)	一金庫の事務所の所在地における一般の休日に当たる日で当
の休日とすることができる。	の休日とすることができる。
2 前項各号に掲げる日のほか、次に掲げる日は、金庫の事務所	2 前項各号に掲げる日のほか、次に掲げる日は、金庫の事務所
	二 土曜日
	る日を除く。)
	二 十二月三十一日から翌年の一月三日までの日(前号に掲げ
	)に規定する休日
	一 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号
	、次に掲げる日とする。
第六条 (略)	第六条 準用銀行法第十五条第一項に規定する政令で定める日は
(休日)	(休日)
現行	改 正 案

兀

労働金庫法施行令

(昭和五十七年政令第四十六号)

ならない。 日とするときは、その旨を当該事務所の店頭に掲示しなければ

(特定労働金庫代理業者の休日)

項各号に掲げる日とする。

2 前項に定める日のほか、特定労働金庫代理業者(法第九十四2 前項に定める日のほか、特定労働金庫代理業者をいう。以下この条において同規定する特定労働金庫代理業者をいう。以下この条において同規において準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に

施設を含む。) 前項に定める日以外の日 でう営業所等の当該特定労働金庫代理行為を行う施設以外のいて同じ。)を行わない営業所等(特定労働金庫代理行為をいての号において準用する銀行法第五十二条の四十六第一四条第三項において準用する銀行法第五十二条の四十六第一四条第三項において準用する銀行法第五十二条の四十六第一

二 前号に掲げる営業所等以外の特定労働金庫代理業者の営業

次に掲げる

労働省令で定める営業所等に限る。イにおいて同じ。)にイ 当該営業所等(主たる営業所等その他の内閣府令・厚生

きは、その旨を当該事務所の店頭に掲示しなければならない。

(特定労働金庫代理業者の休日)

第七条の二 (略)

2 各号に定める日を当該営業所等の休日とすることができる。 下この条において「営業所等」という。)の区分に応じ、当該 において同じ。)は、 六第一項に規定する特定労働金庫代理業者をいう。以下この条 条第三項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四 この号において同じ。)を行わない営業所等(特定労働金庫 四十六第一項に規定する特定労働金庫代理行為をいう。 兀 代理行為を行う営業所等の当該特定労働金庫代理行為を行う 前 施設以外の施設を含む。 条第三項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の 特定労働金庫代理業者の特定労働金庫代理行為 頭に定める日のほか、 次の各号に掲げる営業所又は事務所 特定労働金庫代理業者 前項に定める日以外の (法第九 (法第九十 以下 + 以

所等 適切な運営を妨げるおそれがないものとして当該営業所等に 前号に掲げる営業所等以外の特定労働金庫 当 該営業所等の休日としても労働金庫代理業の 当該営業所等の 設置 場 所 の特殊事情その 代 7理業者 他 の事 健全かつ 1の営業 情によ

業者の き として金 業務の健全か 当 該営業所等 融庁長官及び の休日としても当該特定労働金庫 つ適切な運営を妨げるおそれがない 厚生労働大臣が承認した日 代理 き金融庁長官及び厚生労働

大臣が承認した日

しなければならない。
所等の休日とするときは、その旨を当該営業所等の店頭に掲示所等の休日とするときは、その旨を当該営業所等の店頭に掲示

五業 | 3 (略

第十条の二 等」という。 規定する労働金庫代理業者をいい、 金融庁長官が自ら行うことを妨げない。 長 岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、 この条及び第十一条から第十二条までにおいて「主たる営業所 金庫等を含む。 十の二第二項の規定により当該労働金庫代理業者とみなされる 許可を受けようとする者又は労働金庫代理業者 に委任する。 次に掲げる長官権限は、 )の所在地を管轄する財務局長 以下同じ。 ただし、 )の主たる営業所又は事務所 第七号及び第八号に掲げる権限は、 準用銀行法第五十二条の 法第八十九条の三第一 (当該所在地が福 (同条第三項 福岡財 務支局 以 項 下 六 12  $\mathcal{O}$ 

| 一~三 (略)

掲げる許可の条件の付加及びこれの変更

法第八十九条の三第一

用銀

行法第五十二条の三十八第二項の規定による前号に

項の規定による許

第十条の二 規定する労働金庫代理業者をいい、 許可を受けようとする者又は労働金庫代理業者 金融庁長官が自ら行うことを妨げない。 岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、 等」という。)の所在地を管轄する財務局長 この条及び第十一条から第十二条までにおいて「主たる営業所 金庫等を含む。 十の二第二項の規定により当該労働金庫代理業者とみなされる に委任する。 次に掲げる長官権限は、 以下同じ。 ただし、 )の主たる営業所又は事務所 第七号及び第八号に掲げる権限は 準用銀行法第五十二条の 法第八十九条の三第一項 (当該所在地が福 (同条第三項 福岡財務支局 ( 以 下

を で立入検査 の提出の求め 大 準用銀行法第五十二条の五十四第一項の規定による質問及 八 準用銀行法第五十二条の五十五の規定による命令 十 準用銀行法第五十二条の五十五の規定による命令 十 準用銀行法第五十二条の五十五の規定による命令 たる営業所等以外の営業所又は事務所その他の施設(以下この 条において「従たる営業所等」という。)に関するものについ 条において「従たる営業所等」という。)に関するものについ 条において「従たる営業所等」という。)に関するものについ 条において「従たる営業所等」という。)に関するものについ 条において「従たる営業所等」という。)に関するものについ 条において「従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が という。)に関するものについ をという。)に関するものについ をという。)に関するものについ をという。)に関するものについ をにおいて「従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が という。)に関するものについ をにおいて「従たる営業所等の所を地を管轄する財務局長(当該所を地が という。)に関するものについ をにおいて「従たる営業所等」という。)に関するものについ をにおいて「従たる営業所等の所を地を管轄する財務局長(当該所を地が という。)に関するものについ をにおいて「従たる営業所等の所を地を管轄する財務局長(当該所を地が という。)に関するものについ をにおいて「従たる営業所等」という。)に関するものについ をにおいて「従たる営業所等」という。)に関するものについ をにおいて「従たる営業所等」という。)に関するものについ をにおいて「従たる営業所等の所を地を管轄する財務局長(当該所を地が という。)に関するものについ	三 第一号に掲げる許可に係る準用銀行法第五十二条の五十七 第三号の規定による承認
2	四 準用銀行法第五十二条の四十二第一項の規定及び第七条の四 準用銀行法第五十二条の四十七第一項及び第五十二条の五十第一項の規定による書類の受理が第五十二条の規定による承認に準用銀行法第五十二条の三十七第一項及び第五十二条の上第一項の規定による書類の受理がある。

局長)も行うことができる。福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支

3 等の 営業所等以外の従たる営業所等に対し、 等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検 又は福岡財務支局長は、 (以下この項において「検査等」という。 て報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検 前項の規定により、 必要を認めたときは、 労働金庫代理業者の従たる営業所等に 当該労働金庫代理業者の主たる営業所 当該主たる営業所等又は当該従たる 検査等を行うことが を行つた財務局 で 查 長 査 対

長官の指定するものについては、適用しない。4 前三項の規定は、第一項各号に掲げる長官権限のうち金融庁

きる。

、同様とする。 旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも 金融庁長官は、前項の規定による指定をした場合には、その

(都道府県が処理する事務)

第十 及び が当該都道府県に所在する者に限る。)に関するものに限り、 を は、 よる厚生労働大臣の権限に属する事務のうち、次に掲げるも 所属労働金庫とする労働金庫代理業者(その主たる営業所等 一条 0 0 都道 都道 長官権限及び法の規定(この政令の規定を含む。 府 府 県 県 の区域を越えない区域を地区とする労働 の区域を越えない区域を地区とする労働金 金庫 に 庫  $\mathcal{O}$ 

(都道府県が処理する事務)

第十一条 は、 が当該都道府県に所在する者に限る。)に関するものに限り、 を所属労働金庫とする労働金庫代理業者 及び一の よる厚生労働大臣の権限に属する事務のうち、次に掲げるも 0) 都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金 長官権限及び法の規定 都道府県の 区域を越えない区域を地区とする労働 (この政令の規定を含む。 (その主たる営業所 金庫 に 庫  $\mathcal{O}$ 

とを妨げない。でに掲げる事務は、金融庁長官又は厚生労働大臣が自ら行うこ都道府県知事が行うこととする。ただし、第六号から第八号ま

八条の規定による認可のに限る。)並びに法第三十五条第一項ただし書及び第四十一のに限る。)並びに法第三十五条第一項ただし書及び第四十一次変更に係るもので、内閣府令・厚生労働省令で定めるも一法第三十一条の規定による認可(定款及び業務の方法の軽

又は承認に条件を付し、及びこれを変更すること。 三 法第九十一条の二第一項の規定により前二号に掲げる認可二項後段において準用する場合を含む。)の規定による承認に限る。)及び準用銀行法第十三条第一項ただし書(同条第二 法第九十一条の三ただし書(前号に掲げる認可に係るもの

による承認四年の一第六条第二項第二号及び第七条の二第二項第二号イの規定

五. 第十六条第一 る よる届出の受理 号に掲げる認可に係るものに限る。 行法第十九条第 条の二第二項第二号ロの規定による届出の受理並びに準用 法第九十一条第一項第五号の規定による届出の受理 項、 規定による届出の受理並びに第六条第二項第三号及び第 及び同条第二項の規定による届出の受理、 第五十二 項、 (内閣府令・ 一条の五十二及び第五十二条の六十の二第三 第五十二条の三十九、 項及び第二項 厚生労働省令で定めるもの 第五十二条の三十七並 第五十二条の四十七 同項第六号の 準用銀行 対規定に ( 第 に限 び 法

とを妨げない。でに掲げる事務は、金融庁長官又は厚生労働大臣が自ら行うこでに掲げる事務は、金融庁長官又は厚生労働大臣が自ら行うこ都道府県知事が行うこととする。ただし、第六号から第八号ま

一~三(略

よる承認第二号及び第七条の二第二項第二号の規定に第六条第二項第二号及び第七条の二第二項第二号の規定に

兀

五. 限 号に掲げる認可に係るものに限る。 る届出の受理並びに準用銀行法第十九条第一項及び第二項 五十二条の六十の二第三項 より提出される書類の 第五十二条の三十七並びに第五十二条の五十第 による届出の受理 九、 る。 法第九十一条第一項第五号の規定による届出の受理 第五十二条の四十七第一項 )並びに準用銀行法第十六条第一項、 (内閣府令・厚生労働省令で定めるものに 受理 及び第五 第五十二条の五十二、 十三条第四項の規定によ 及び同項第六号の規定 第五十二条の三 一項の規定に ( 第 第

		及び厚生労働大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定
		合においては、法中同項各号に掲げる事務に係る内閣総理大臣
		4 都道府県知事が第一項各号に掲げる事務を行うこととする場
		項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。
		務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九
		3 前二項の規定により都道府県が処理することとされている事
		ものとする。
		))及び厚生労働大臣に対し、その旨及びその内容を報告する
		財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長
		たる営業所等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡
		融庁長官(労働金庫代理業者に関するものにあつては、その主
(略)	2 5 4	2 都道府県知事は、前項各号に掲げる事務を行つたときは、金
		縦覧
		九 準用銀行法第五十二条の五十第二項の規定による公衆への
		の五十四第一項の規定による質問及び立入検査
		八 準用銀行法第二十五条第一項及び第二項並びに第五十二条
		ること。
		第五十二条の五十三の規定により報告及び資料の提出を求め
		七 準用銀行法第二十四条第一項及び第二項並びに準用銀行法
		務
(略)	六~九	六 法第九十二条及び第九十三条の規定による権限に属する事
		理
		に第五十二条の五十第一項の規定により提出される書類の受